

【前文】

障がいのある利用者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが私たち職員の責務です。私たちは、このことを深く受け止め、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。常に自己の援助姿勢・方法等を見直していくものとして、ここに職員の援助の基本である「職員倫理綱領と行動規範」を定め、私たちの規範とします。

【基本理念】

障がいがあっても一人の人間として尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活ができるように、障がい者本人とその家族・地域の方々と協働して支援し続けます。また、地域の社会資源の一員として市民の方々の福祉の向上に努めます。

【基本方針】

- 1 一人一人の個性や主体性を尊重し自己決定を基本とした支援を行う。
- 2 障がい者が抱える問題を共に考え、解決を図る中で信頼関係を醸成し、自立意欲を育成する。
- 3 家族や関係機関・地域住民との緊密な連携による総合的アプローチを行う。
- 4 障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信する。
- 5 可能な限り情報開示して、事業運営の透明性を確保する。
- 6 専門職として自己研鑽につとめる。

倫理綱領

1 【生命の尊厳】

利用者の生命・身体の安全及び自由に対する権利を最大限に尊重し、利用者をかけがえのない存在として大切にす。

2 【人権の擁護】

利用者に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言は行わない。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用者の人権を守るため、毅然と対応する。

3 【利用者本位の援助サービス】

援助者・支援者としての意識を持ち、利用者本位の支援サービスに努める。また、利用者に積極的に情報を提供し自らが選択、決定したことを尊重し、行動できるように誠実に対応する。

4 【個人の尊重】

利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊び、励ましと称賛を忘れず、利用者が安心と誇りを持てる空間を利用者とともにつくる。

5 【財産とプライバシーの保護】

利用者の財産を守り、それらの権利がおかされることを防ぐ。また、利用者のプライバシーの保護に配慮する。

6 【地域社会への働きかけ】

利用者が地域の中で市民として生活していくために、理解・協力を得られるように地域に働きかける。また、利用者が社会の一員としてルールやマナーを習得し、地域社会とともに生きていく関係作りを援助する。

7 【施設サービスの点検】

サービスに関する不服・苦情を受け付け処理する苦情受付担当者を置き、挙げられた苦情を処理する。更に、第三者機関の点検・評価を受け、施設利用者の権利擁護及び施設運営の適正化を図る。

8 【専門的な支援】

援助者として必要な専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者が生き甲斐ある、健全で充実した人生が送れるよう支援し続ける。

職員行動規範

第1章 【利用者の人格・尊厳の尊重】

- 1 障がいの状況、能力、行動、性格、性別、年齢その他のいかなる理由によっても差別しない。
- 2 利用者本人の前のみならず、職員間であっても差別的な用語を使用しない。
- 3 個々の利用者の年齢にふさわしい接し方を心がける。
- 4 利用者の話し方や癖などを真似したり、嘲笑したりしない。
- 5 利用者に対して馬鹿にするような態度を取らない。
- 6 利用者を好き嫌いで判断し、態度や言葉に表さない。
- 7 利用者の人格・尊厳を無視した研究・調査を行わない。

第2章 【暴力・威圧の禁止】

- 8 いかなることがあっても利用者に対して体罰をふるわない。
- 9 利用者本人並びに周囲に危険が及ばない限り、いかなる身体拘束も行わない。
- 10 食事を抜くなど、人間の基本的欲求に関わる罰を与えない。
- 11 利用者に威圧感を与える態度・行動をとらない。
 - ・ 命令的な口調、必要以上に大きな声、威圧感を与える態度（腕組み、腰に手を当てるなど）

第3章 【守秘義務の厳守】

- 12 いかなることがあっても、業務上知りえた利用者及び家族の情報を第三者に口外しない。
 - ・ 業務上やむを得ず必要な場合には、あらかじめ書面で利用者の了解を得た上で、第三者への情報提供を行う。
 - ・ 退職し、浅野社会復帰センターの職員でなくなった場合も守秘義務を厳守する。

第4章 【支援者としての自覚、利用者の主体性の尊重】

- 13 常に利用者の訴えを聞き、真剣かつ迅速に対応する。
 - ・ 利用者の立場・気持ちに立って考える。
 - ・ 利用者を待たせない。すぐに対応できない時でも、利用者が納得したうえで必ずあとから対応する。
- 14 職員個人の名誉や自己表現などのために利用者を利用しない。
- 15 職員の主張をみだりに押しつけない。
- 16 職員の都合で利用者を動かさない。
 - ・ 職員の都合で移動を急がせること、職員の私的な用事を言いつけること、など。
- 17 利用者を見做すことはしない。

- 18 利用者の前で職員だけで私語や私用の会話をしない。
・利用者の前で障がい特性や支援内容について話すことも控える。

第5章 【利用者の信頼を受けかつ模範となるべき態度・行動】

- 19 気持ちよく挨拶する。
20 明るく、やさしく、笑顔で接する。
21 利用者に対して一社会人として接する。
22 日頃から、安心感と信頼感を与える態度・行動を心掛ける。
23 落ち度がある時には、素直に認め、謝罪する。
24 言葉遣いに気をつける。
25 服装等身だしなみに気をつける。
26 整理・整頓を心掛ける。
27 時間を守る。

【運用】

- ・本行動規範は、職員自らが基本的姿勢を向上させていくシステムのひとつとして活用します。
- ・上記行動規範を違反したもの、並びに目撃したものは、上司に報告しなければなりません。
- ・違反が甚だしい職員、改善が見られない職員に対しては「就業規則」の「懲戒」の項が適用されます。
- ・本行動規範は、職員の意見を聞いた上で必要に応じて見直しを行います。

平成22年8月11日 策定